

## 南スーダン「駆け付け警護」

## 政府、近く可否判断

安保法 1年

自衛隊の海外活動を大幅に広げ、集団的自衛権行使を可能にした安全保障関連法は十九日、成立から二年を迎えた。政府は南スーダンの国連平和維持活動（PKO）で「駆け付け警護」を実施するための訓練を開始。十一月派遣予定の部隊に新任務として付与できるか近く可否を判断する。安保法は運用段階へ本格的に移行。海外での武器使用が増え、戦闘に巻き込まれるリスク拡大は避けられない。全国各地で違憲訴訟が起き、攻防の舞台は司法にも広がった。――関連①面

七月の参院選後、安倍政権は内閣改造し、野党第一党の民進党は蓮舫代表を選出。新たな顔触れが出そろった中、今月二十六日に臨時国会が召集される。民進、共産、生活、社民の野党四党は安保法廃止の主張を掲げており、再び論戦が交わされる。

駆け付け警護は、武装集団に襲われた国連職員らを隊員が武器を使い救出する行為。安保法成立前は、憲法九条が禁じる海外での武力行使につながる恐れがあるとして認めていなかった。

安保法は駆け付け警護に關し、従来のPKO参加五原則に加えて、紛争当事者による受け入れ同意が「安定的に維持されている」ことを要件とした。稲田朋美防衛相は訪米中の今月十六日、記者団に「状況は刻々と変わる。見極めていかなければいけない」と、現地情勢を踏まえ、慎重に検討する考えを示した。陸自宿営地の隣にあるビルで七月に銃撃戦があったことも判明している。

十一月中旬に派遣予定の十一次隊は陸上自衛隊第五普通科連隊（青森市）が中心。今月十四日から他国軍と共に宿営地を警護する

「宿営地の共同防衛」の実動訓練も始めた。

政府は十月末までの派遣期間を延長し、活動内容に新任務を加える実施計画変更の閣議決定を検討している。与党の審議を経て、国

家安全保障会議（NSC）で最終判断する段取り。自衛隊の海外活動の急拡大に慎重な公明党の了承が得られるかがポイントの一つだ。

各地では、安保法が憲法に違反し、戦争やテロ攻撃に巻き込まれる不安や恐怖などの精神的被害を受けたなどとする集団訴訟が提起され、一部で審理が始まった。司法判断が法運用に影響を与える可能性もある。